

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり  
公告します。

平成25年8月26日

京都市長 門川 大作

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 委託件名

平成25年度 都市再生地籍調査業務委託(2項委託)

### (2) 履行場所(対象)

京都市上京区主税町他 地内

### (3) 業務概要

ア 打合せ協議	1 業務
イ 一筆地調査(都市部)(E工程)	0.16平方キロメートル
ウ 地籍細部測量(F工程)	0.16平方キロメートル
エ 一筆地測量(F-1工程)	0.16平方キロメートル
オ 地籍細部測量 原図作成等(F-2工程)	0.16平方キロメートル
カ 地積測定(G工程)	0.16平方キロメートル
キ 地籍図・地籍簿の作成(H工程)	0.16平方キロメートル

### (4) 履行期間

契約の日から平成26年3月14日まで

### (5) 支払条件

前金払は請負代金の3割を超えない範囲内で支払うこととし 部分払はなしとする。

## 2 本件入札に関する問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局財政部契約課工事契約担当

(電話075-222-3313)

## 3 入札参加資格に関する事項

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出する  
日において、京都市契約事務規則(以下「規則」という。)第4条第1項に規定する一

般競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）で、次に掲げる全ての条件を満たす者

(1) 業務種別等

- ア 土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「協会」という。）のいずれかであること
- イ 入札公告の日において、京都市内にその事務所があること
- ウ 土地家屋調査士法人にあっては、京都土地家屋調査士会の法人会員であること

(2) 有資格者等の種類及び配置数

次のアに該当する者を4名以上、かつイに該当するものを1名以上、本業務従事者として配置できること。

ただし、ア及びイについては同一人が兼ねてもよいものとする。

- ア 土地家屋調査士となる資格を有する者で土地家屋調査士法第8条の規定に基づく登録を受けた者
- イ 測量法第49条の規定に基づく登録を受けた測量士

(3) 統括責任者

上記(2)アに該当する者のうち1名は、本業務を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）として本業務に直接かつ常時従事させること。なお、統括責任者は、申請書を提出する日において、入札に参加しようとする者に3箇月以上継続して在籍している者でなければならない。

(4) 提出図書など

配置予定の上記(3)の統括責任者について、以下の図書を申請書に添付して提出すること

- ア 資格書の写し（土地家屋調査士登録証明書）
- イ 入札に参加しようとする者への在籍関係を証する図書

(5) 京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと。

(6) 関係法人の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

- ア 調査士法人が協会の社員である場合の当該調査士法人と協会

ただし、それぞれの調査士法人が協会の社員であっても、当該調査士法人同士は同一入札に参加できる。

イ 調査士法人の社員が協会の社員である場合

ウ その他、入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る人的関係にあると認められる場合

#### 4 一般競争入札参加資格確認申請書及び設計図書等の交付方法

公告の日から平成25年9月17日(火)午後5時まで、2の場所において無償で交付する。ただし、京都市の休日をも定める条例に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。

なお、交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

#### 5 競争入札参加資格確認の手続

##### (1) 提出書類

入札に参加しようとする者は次に掲げる条件に係る証明書等を提出し、審査を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

3(4)に掲げる条件に係る証明書類

##### (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類の提出方法

入札に参加しようとする者は、下記ウの場所に下記アの期間内に、5(1)に掲げる書類を持参し提出すること。

なお、郵送する場合は書留郵便とし、下記ウの場所に下記アの期間内に必着させること。

ア 提出期間

公告の日から平成25年9月17日(火)(ただし、休日を除く。)

イ 提出時間

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出場所

## 2 の場所

### (3) 事前確認資格の通知

一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類の受領後、事前確認資格の確認を行い、その結果は平成25年9月20日（金）までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、当該資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

### 6 入札書の交付

入札者には、5(3)の通知に際し、入札書を同封して送付する。

### 7 入札及び開札方法

(1) 入札者は、入札執行日時に入札執行場所に出席して入札を行わなければならない。

入札書は、6により送付した入札書を使用し、封筒に入れ、表面に「9月26日開札「平成25年度都市再生地籍調査業務委託（2項委託）」の入札書」と記載し、裏面に主たる事務所の所在地、名称及び代表者名、受任者がある場合は、受任者に係る事務所の所在地及び氏名を記載したうえ、封印をすること。

(2) 入札書の各欄には、漏れなく必要事項を記入すること。

(3) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(4) 代表者又は受任者以外の者（以下「代理人」という。）が入札する場合には、本件入札に関し代理人を選任した旨を記載した委任状を提出すること。ただし、代表者（受任者がある場合は受任者）の記名押印がある入札書で入札する場合は、本状の提出は必要としない。

(5) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

(6) 開札は、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせることとする。

(7) 入札者又はその代理人は、1業者につき2名まで入札室へ入室することができる。

(8) 入札者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ、入札参加資格を証明する書類（一般競争入札参加資格確認通知書の写し）及

び身分証明書又は上記(4)に掲げる委任状を提示しなければならない。

- (9) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札室に立ち入ることができない。
- (10) 入札者又はその代理人は、入札執行職員が特にやむを得ないと認めた場合のほか、入札室を退出することができない。
- (11) 入札の前に入札参加者の数及び名称は公表しない。
- (12) 京都市告示第271号による競争入札参加資格の審査に申請者がいない場合は、本件入札は取り消すこととする。

## 8 入札執行の日時及び場所

平成25年9月26日(木) 午前10時

京都市行財政局財政部契約課入札室

## 9 予定価格

予定価格 12,530,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

最低制限価格 8,354,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

## 10 落札者の決定

### (1) 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (2) 入札参加資格の取消し等

入札参加資格を確認する前に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格は認めない。また、入札参加資格の確認後、落札決定までの間に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。

ア 規則第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ 要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。

エ その他市長が特に入札参加資格を有することが不相当であると認めたとき。

### (3) 落札結果の公表

落札者の名称及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日の午後1時から2の場所で閲覧に供する。

## 1 1 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

免除する。

### (2) 契約保証金

免除する。

## 1 2 入札の無効

規則第 6 条の 2 各号（第 3 号を除く。）に該当する入札は無効とする。

## 1 3 その他

(1) 本件入札は，政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本公告に関する問合せ先 2 の問合せ先に同じ。

(4) 設計図書の内容や積算に関する質問は禁止する。

(5) 公正な競争を確保するため，本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）とが次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が，非落札者に本件業務を委託すること。

イ 非落札者が，契約者から本件業務を受託すること（契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

（行財政局財政部契約課）